



やまなし

ひとり親家庭・ 寡婦のしおり (令和8年度)

◇山梨県では、子育てのための様々な情報を
ホームページで提供しています。



【URL】 <https://www.yamanashi-kosodate.net/>

◇各制度に関する窓口（申請・問合せ等）

名称	所在地	電話番号	担当窓口
中北保健福祉事務所	韮崎市本町 4-2-4	(0551) 23-3443	福祉課
峡東保健福祉事務所	山梨市下井尻 126-1	(0553) 20-2750	福祉課
峡南保健福祉事務所	南巨摩郡富士川町鵜沢 771-2	(0556) 22-8145	福祉課
富士・東部保健福祉事務所	富士吉田市上吉田 1-2-5	(0555) 24-9047	福祉課
甲府市 子育て支援課	甲府市丸の内 1-18-1	(055) 237-5674	子育て支援係

(令和8年5月作成) 山梨県総合県民支援局こども福祉課 家庭福祉担当

甲府市丸の内1-6-1 電話(055)-223-1459

ひとり親家庭・寡婦のためのいろいろな制度

手 当

児童扶養手当

ひとり親家庭の児童（18歳到達後の最初の3月31日を迎えるまで、中度以上の障害を有する場合は20歳未満）を養育している母又は父等に対して支給されます。

○手当月額（※所得額に応じて支給）（令和8年4月1日時点）

第1子 全部支給 48,050円 一部支給 48,040円～11,340円

第2子以降 全部支給 11,350円 一部支給 11,340円～5,680円

○支給月 …… 奇数月（年6回）

○申請窓口 …… 住所地の市町村役場 ※所得制限があります。

児 童 手 当

児童（0歳から18歳到達後の最初の3月31日までの間にある子）を養育している親などに支給されます。

○手当月額（令和6年10月1日時点）

3歳未満 15,000円

3歳以上高校生年代（第1子・第2子） 10,000円

第3子以降（※） 30,000円

○支給月 …… 偶数月（年6回）

例）4月の支給日には、2・3月分の児童手当を支給します。

○申請窓口 …… 住所地の市町村役場

※「第3子以降」とは、児童及び児童の兄姉等のうち、年齢が上の子から数えて3人目以降の子のことを指します。くわしくは、お住まいの市町村役場におたずねください。

年 金

遺 族 年 金

夫（妻）が死亡した時、その夫（妻）によって生計を支えられていた妻（夫）や子どもに、年金が支給されます。夫（妻）が加入していた年金保険により、遺族基礎年金、遺族厚生年金、遺族共済年金等が支給されます。くわしくは、住所地の市町村役場、各年金事務所におたずねください。

仕 事 の こ と

ハローワーク（公共職業安定所）では、求職者の希望と能力、適性にふさわしい情報を提供し、職業相談・職業紹介を行っています。

○山梨県立就業支援センターでは、就業に必要な技能習得のための技能講習を行っています。（受講諸費支給）（甲府市塩部 4-5-28 ☎055-251-3210）

🌿 ひとり親家庭等就業・自立支援センター 🌿 🌿

○甲府市朝日 4-5-21（山梨県ひとり親家庭福祉連合会内）

☎055-252-7014

○開設時間 毎日（祝日、年末年始を除く）午前9時～午後4時30分

○URL <http://www.bokaren-yamanashi.jp/>

ひとり親家庭等に対し就業支援を行う拠点として、次のサービスを行っています。
どうぞお気軽にご利用ください。

- ①就業相談・職業紹介等 就業に関する相談に応じるとともに、個々の職業適性や希望に応じたきめ細かな職業紹介を行います。
- ②就業情報提供 求人情報や講座開催案内などさまざまな情報をホームページに掲載して提供します。
- ③技能習得講座の開催 就職に有利な技能習得や資格取得を目的とした講座（パソコン講座・介護職員初任者研修講座）を開催します。
〈土日開催・託児サービスあり〉
- ④特別相談 養育費の取り決めなど生活に密着した問題解決のため、弁護士による無料（要予約）の法律相談を行います。

🌿 母子（父子）家庭自立支援給付金—— 🌿 🌿 🌿

高等職業訓練促進給付金

看護師等の資格取得のため、6月以上養成機関等で修業したときの生活費等を給付します（上限あり）。

○対象者

児童扶養手当受給水準のひとり親家庭の親

自立支援教育訓練給付金

知識・技能の習得のための、雇用保険制度の教育訓練給付指定講座等の受講料の一部を給付します。

○対象者

自立を図るための活動を行うひとり親家庭の親

○各給付金についての事前相談

事前に県保健福祉事務所・市福祉事務所に相談し、給付等の申し出をしてください。

🌿 高等職業訓練促進資金貸付金—— 🌿 🌿 🌿

○申請窓口……山梨県社会福祉協議会

（甲府市北新 1-2-12 ☎055-254-8610）

高等職業訓練促進給付金を受け修業する方に対して入学時と就職時に貸付けられる資金、自立に向けて意欲的に取り組んでいる方に対して住宅の家賃の実費を貸付けられる資金があります。

優遇制度



- JR 通勤定期券乗車券の割引
- 税の軽減（所得税、住民税 ※所得制限あり）
- くわしくは、お住まいの市町村役場へおたずねください。

相談の窓口



母子・父子自立支援員

県保健福祉事務所・市役所にいる母子・父子自立支援員が、みなさんの相談に応じています。くらしのこと、子どものこと、福祉資金など、どんなことでも気軽にご相談ください。

母子・父子自立支援プログラム策定員

ひとり親家庭の親に対して個別支援計画を策定し、自立・就業を支援します。

民生委員・児童委員

みなさんの住んでいる地区には、民生委員・児童委員がいます。生活上の心配ごとや子どもの養育上の悩みなど、生活全般の相談相手になっています。

女性相談支援センター

女性相談支援センターでは、女性相談支援員が、人間関係や生活上のこと、交際相手等からの暴力に悩んでいる女性の方からの相談に応じています。
女性相談支援員は全員女性です。安心してご相談ください。

- 電話相談 055-254-8635（相談専用・匿名可）
午前9時～午後8時（土日祝日・年末年始を除く）
※時間帯によっては混雑し、すぐにつながらない場合があります。
- 来所相談 相談専用電話でご予約のうえ、来所してください。
午前9時～午後5時（土日祝日・年末年始を除く）

男女共同参画推進センター

男女共同参画推進センターでは、女性のさまざまな悩みごとについて、専任の女性相談員が相談に応じています。お気軽にご相談ください。

- 電話番号 055-237-7830
- 開設時間 第2・第4月曜日（祝日であれば翌日）・年末年始を除く毎日
午前9時～午後5時（受付は午後4時まで）

🍀 女性のための SNS 相談「女性の相談ルーム かもしか」

山梨県では、県内に住んでいる女性を対象に、オンラインのチャット機能を使った SNS 相談を無料で実施しています。（匿名可）

リモート相談員が気持ちに寄り添いながら、お悩みの解決方法を一緒に探り、必要に応じて県内の関係機関の情報を提供します。ご相談内容は秘密厳守ですので、電話や対面での相談はハードルが高いという方はお気軽にご利用ください。

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 午後7時～午後9時（相談対応終了まで）
（祝日を含み、年末年始（12/29～1/3）を除く）

○チャットはこちら <https://kamoshika.sodan.chat/>



🍀 子育て相談総合窓口かるがも

子育てに関する種々の問題について電話または面接による相談に応じています。
また、月2回臨床心理士によるカウンセリングも行っています。

○電話番号 055-228-4152

○面接相談場所 男女共同参画推進センター（ぴゅあ総合）1階
（甲府市朝気1-2-2）
（上記電話番号で受け付けます。事前にお電話下さい。）

○開設時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時30分まで
土曜日・日曜日・祝日 午前9時～午後3時30分まで
（第2・第4月曜日（祝日であれば翌日）・年末年始を除く）

🍀 ひとり親家庭等就業・自立支援センター

養育費の取り決めや履行確保、DV関連、金銭トラブルなど、山梨県弁護士会による無料の法律相談を行っています。

○電話番号 055-252-7014

○問い合わせ先 山梨県ひとり親家庭福祉連合会
（甲府市朝日4-5-21）
（予約申し込みが必要ですので、上記番号にお電話下さい。）

○ <http://www.bokaren-yamanashi.jp/>

山梨県県民生活センター

法律相談（離婚、相続、近隣等）、多重債務、消費生活トラブル、労働、交通事故などの相談業務を行っています。

- 電話番号 県民相談（法律・土地住宅相談等）……055-223-1471
消費生活相談……055-235-8455
- 問い合わせ先 山梨県県民生活センター
（甲府市飯田1-1-20（山梨県JA会館5階））
- 開設時間 月曜日～金曜日（平日） 午前8時30分～午後5時
（受付は4時30分まで）

ひとり親家庭医療費助成事業——

ひとり親家庭の親と児童（18歳到達後の最初の3月31日までの間にある子）、親のない児童が病気やけがで県内の医療機関等に通院・入院（入院時食事療養費は除く）した場合、受給資格者証を提示すると、本人負担分が原則窓口無料になります。

所得税非課税で、対象児童を監護するひとり親の母または父等で、児童を養育している方が対象です。

くわしくは、お住まいの市町村役場へおたずねください。

高校生への就学支援——

高等学校等就学支援金

高等学校等の授業料に充てられる給付です。（学校が国から受領します）

高等学校等奨学給付金

生活保護世帯や低中所得世帯等への教科書や学用品の経費の給付です。

育英奨学金

経済的理由により修学が困難な生徒への貸付けです。

高等学校定時制課程等修学奨励費

経済的に修学が困難な生徒への貸付けです（卒業すれば返還が免除となります）。

高等学校等入学準備サポート事業

経済的に余裕のない世帯への制服や体操着等の経費の給付です。

県立高等学校入学料・授業料減免事業

経済的に余裕がない世帯の入学料の負担、就学支援金非該当者の授業料の負担を軽減するため、入学料・授業料を減免します。

県立高等学校1人1台端末購入支援事業

経済的に余裕のない世帯へのICT教育に必要な端末の購入に要する経費の給付です。

大学等への就学支援

○いずれも進学を予定する大学等へおたずねください。

高等教育の修学支援新制度

住民税非課税世帯等に対し、授業料等減免及び給付型奨学金の支給を行います。給付型奨学金の支給については日本学生支援機構へ、授業料等減免については進学先若しくは在学中の大学等へそれぞれ申請する必要があります。詳細については、在学している学校や日本学生支援機構へ直接お問い合わせください。

産業技術短期大学校等就学サポート事業等

山梨県立産業技術短期大学校については、経済的に余裕のない世帯に対し、入学金や授業料の減免及び就学に必要な費用等の給付を行っています。詳細は産業技術短期大学校へ直接お問い合わせください。

高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

高校卒業程度認定試験の合格のため講座等を受講する場合に、受講料を給付します。

- 対象者 自立を図るための活動を行うひとり親家庭の親と児童
- 給付金についての事前相談 事前に県保健福祉事務所や、事業実施している市役所に相談し、給付等の申し出をしてください。

母子・父子・寡婦福祉資金

- 母子・父子福祉資金 20歳未満の子どもを抱えているひとり親家庭の方に対して貸付けられる資金です。(12種類)
- 寡婦福祉資金 子どもが20歳以上になって、母子福祉資金が借りられなくなった寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子に対して貸付けられる資金です。(12種類)
- 貸付までの流れ 相談→申請→調査・審査→決定→貸付
※申請から貸付までに2ヶ月ほどかかりますので、お早めにご相談ください。
- 貸付金の相談・申請 県保健福祉事務所（甲府市居住の方は、甲府市子育て支援課）へ事前に電話連絡のうえ相談・申請してください。

🍀 母子・父子・寡婦福祉資金一覧表 🍀

(令和8年4月1日時点)

	資金名	貸付限度額	据置期間	償還期限	利率
1	事業開始資金	3,720,000円 (団体貸付 5,580,000円)	1年	7年以内	年1.0% (無利子)※1
2	事業継続資金	1,860,000円	6ヶ月	7年以内	年1.0% (無利子)※1
3	技能習得資金	月額 68,000円 ※2(特別 460,000円) 一括 816,000円	技能習得後 1年	10年以内	年1.0% (無利子)※1
4	修業資金	月額 68,000円 (特別 460,000円)	修業後1年	10年以内	無利子
5	就職支度資金	110,000円 ※3(特別 340,000円)	1年	6年以内	【児童に係るもの】 無利子 【その他】 年1.0%(無利子)※1
6	医療介護資金	【医療一般】340,000円 (特別分 510,000円) ※4【介護】 500,000円)	療養後6ヶ月	5年以内	年1.0% (無利子)※1
7	生活資金	※5 月額 141,000円 (生計中心者でない場合 月額 79,000円)	技能習得後 6ヶ月	知識技能 10年以内	年1.0% (無利子)※1
		※6 月額 118,000円 ※7(生計中心者でない 場合月額 79,000円) ※8 一括 1,416,000円	療養後、生活 安定貸付期 間終了後又 は失業貸付 期間終了後 6ヶ月	医療・介護:5年以内 生活安定:8年以内 失 業:5年以内 家計急変:10年以内	年1.0% (無利子)※1
8	住宅資金 ※9	1,500,000円 (特別 2,000,000円)	6ヶ月	6年以内 (特別7年以内)	年1.0% (無利子)※1
9	転宅資金	260,000円	6ヶ月	3年以内	年1.0% (無利子)※1
10	修学資金	※10 別表1参照	卒業後6ヶ月	10年以内 (専修(一般) 5年以内)	無利子
11	就学支度資金	別表2参照	卒業後6ヶ月	5年以内	無利子
12	結婚資金	340,000円	6ヶ月	5年以内	年1.0% (無利子)※1

※1 連帯保証人のある場合は、無利子

※2 自動車運転免許の取得に係る特別貸付。

※3 通勤のための自動車購入の場合

※4 償還払いとなる介護サービス費の立替えに係る貸付けであって、介護給付がなされれば明らかに貸付額全額の償還が可能と見込まれるものは、償還計画作成時に介護給付がなされる時期の翌月を償還期限とした1回払いとする。

※5 特別の事情があるときは(3ヶ月相当)423,000円を貸付。

※6 家計急変の場合は、児童扶養手当に準拠した額(48,050円)の範囲内。

特別の事情があるときは(3ヶ月相当)354,000円を貸付。

※7 生活安定期間の貸付は、配偶者のない女子、男子となって7年未満の者へ最大2,832,000円を限度に貸付。(母子福祉資金、父子福祉資金が対象)

※8 生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用(12ヶ月相当)を一括貸付可能。

※9 住宅に要する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。土地取得のみは対象外。

※10 年収が一定額を超える方又は高等教育の修学支援新制度対象の方は、限度額が変更されます。

※11 母子福祉資金・父子福祉資金が対象

別表1 修学資金（月額）貸付限度額一覧表 自宅通学の時

※（ ）の金額は自宅外通学の場合（単位：円）

学校種別		学年別				
		1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 専修学校 （高等課程）	国公立	27,000 (34,500)	27,000 (34,500)	27,000 (34,500)		
	私立	45,000 (52,500)	45,000 (52,500)	45,000 (52,500)		
高等専門学校	国公立	31,500 (33,750)	31,500 (33,750)	31,500 (33,750)	67,500 (76,500)	67,500 (76,500)
	私立	48,000 (52,500)	48,000 (52,500)	48,000 (52,500)	98,500 (115,000)	98,500 (115,000)
専修学校 （専門課程 又は専攻科）	国公立	67,500 (78,000)	67,500 (78,000)	67,500 (78,000)	67,500 (78,000)	
	私立	89,000 (126,500)	89,000 (126,500)	89,000 (126,500)	89,000 (126,500)	
短期大学	国公立	67,500 (96,500)	67,500 (96,500)			
	私立	93,500 (131,000)	93,500 (131,000)			
大学	国公立	71,000 (108,500)	71,000 (108,500)	71,000 (108,500)	71,000 (108,500)	
	私立	108,500 (146,000)	108,500 (146,000)	108,500 (146,000)	108,500 (146,000)	
大学院	修士課程	132,000	132,000			
	博士課程	183,000	183,000	183,000		
専修学校（一般課程）		55,500	55,500			

別表2 就学支度資金貸付限度額一覧表

（単位：円）

学校種別	貸付限度額	
	自宅から通学する者	自宅外から通学する者
小学校	(※11) 91,600	
中学校	(※11) 101,000	
国公立の高等学校又は専修学校 （高等課程、一般課程）、 私立の専修学校（一般課程）	150,000	160,000
私立の高等学校又は専修学校 （高等課程）	410,000	420,000
大学・短期大学・大学院 高等専門学校又は専修学校 （専門課程又は専攻科）	国公立	420,000
	私立	580,000
修業施設	中学卒業生	150,000
	高校卒業生	272,000

生活福祉資金

所得の少ない世帯や心身障害者のいる世帯、また、介護を要する高齢者のいる世帯の方に安定した生活を築いていただくための資金の貸付制度です。総合支援資金、福祉資金など4種類があります。申請・相談窓口は、各市町村社会福祉協議会となります。

生活保護

病気や事故、失業などで収入が減少し生活に困っている人たちに対して、健康で文化的な最低限度の生活を国が保障する制度です。

くわしくは、市役所、県保健福祉事務所におたずねください。

日常生活支援事業

○申請窓口…（一財）山梨県ひとり親家庭福祉連合会

☎055-252-7014

ひとり親家庭や寡婦であって、自立に必要な理由（技能習得のための通学、就職活動等）又は社会的事由（疾病、看護、冠婚葬祭、学校等の公的行事への参加等）により一時的に介護、保育等のサービスが必要な世帯に家庭生活支援員を派遣し、身の回りのお世話をしたり、お子さんを預かったりします。（所得に応じて、負担金が発生します。）

子育てのお手伝い

◇山梨県では、子育てのための様々な情報を「子育てハンドブック」や「やまなし子育てネット」（<https://www.yamanashi-kosodate.net/>）で提供しています。

🍀 病児保育・病後児保育

子どもの熱は下がったが、通所している保育所ではみてもらえない、仕事が休めない、という時には専用の施設で看護師等に保育をしてもらえます。県内全ての病児・病後児保育施設が広域利用可能になっているので、病児・病後児保育施設を持たない市町村の方も、自由に利用することができます。

利用登録や施設の「空き状況」の確認は「やまなし子育てネット」で行うことができます。（右のQRコードからご確認いただけます。）

利用料金、開所時間などは直接施設にお問い合わせください。

なお、病状によっては利用できないこともあります。

「やまなし子育てネット」病児・病後児保育のQRコード⇒



🍀 放課後児童クラブ

就労のため、こどもが学校から帰っても保護者が家にいない時などに、こどもを預かり、遊びや生活の場を提供し、こどもたちの保護や健全な育成を行っています。

自分の子の通う小学校や自宅の近くに放課後児童クラブがあるかどうか、お住まいの市町村の児童福祉担当窓口または教育委員会にお問い合わせください。

「やまなし子育てネット」放課後児童クラブのQRコード⇒



🍀 ファミリー・サポート・センター

育児の「援助を受けたい人」と「援助を行いたい人」を会員として組織し、地域において子育てを支援する相互援助の会員組織です。

ひとり親世帯には利用料の軽減措置がとられる場合があります。

詳しくは各市町村のファミリー・サポート・センターに直接お問い合わせください。

「やまなし子育てネット」ファミリー・サポート・センターのQRコード⇒



🍀 ショートステイ事業・トワイライトステイ事業

○ショートステイ事業：保護者の疾病や育児疲れ、仕事等の事由によりこどもの養育が一時的に困難な場合や保護者の育児不安や過干渉により、こども自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に、児童養護施設等で一定期間こども及び保護者を預かる事業です。

○トワイライトステイ事業：保護者が仕事その他の事由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭においてこどもを養育することが困難な場合や保護者の育児不安や過干渉により、こども自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合、その他緊急の場合において、こども及び保護者を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業です。

※いずれの事業とも、詳細はお住まいの市町村にお問い合わせください。

🌿 住まいのこと



🍀 公営住宅入居への配慮

住宅にお困りの方に、公営住宅への入居について配慮されております。なお、入居施設によって制限がありますので注意してください。

○申請窓口……県営住宅（県住宅供給公社）・市町村営住宅（市町村役場）

母子・父子福祉団体

ひとり親家庭の親や寡婦の方が自主的に活動する団体として、母子寡婦福祉会があります。それぞれの地域で、情報交換など親睦を深め、生活の向上を図っています。

県事業の委託先として（一財）山梨県ひとり親家庭福祉連合会があります。ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業、日常生活支援事業、短期援助資金貸付事業などを行っています。
（甲府市朝日 4-5-21） ☎ 055-252-7014

養育費確保への支援

養育費の取り決め・請求・未払い対応などの手続きにかかる費用の一部を補助します。

- 補助内容
 - ・公正証書作成費用 上限 3 万円
 - ・養育費請求調停申立て費用 上限 6 万円
 - ・強制執行申立て費用 上限 6 万円
 - ・養育費保証契約の保証料 上限 5 万円
- 申請期限 手続きを行った日（基準日）から 1 年以内
※令和 8 年 4 月 1 日以降に行った手続きが対象
- 申請窓口 山梨県 こども福祉課 家庭福祉担当
（甲府市丸の内 1-6-1） ☎ 055-223-1459

 M E M O 

◇このしおりは、山梨県のホームページにも掲載しています。

【URL】 <https://www.pref.yamanashi.jp/kodomo-fukushi/>